

長期継続契約について

長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり契約の締結を行うことができる契約のことであり、初年度（年度途中開始の業務を除く）の契約金額を契約期間内の毎年の契約金額とするものです。

以下の事項に留意のうえ、入札に参加いただくようお願いします。

(1) 契約書について

①契約期間

契約期間は、長期継続契約する複数年度の期間を記載することとなります。従って、内容の変更が無い限り、年度毎に契約書を取り交わす必要は無くなります。

②契約の変更

長期継続契約は、翌年度以降の予算を拘束するものではないため、複数年契約を締結しても、翌年度以降に当該契約の予算が減額又は削除された場合には、当該契約を変更又は解除します。

(2) 入札書について

入札書に記載する金額は、月額賃貸借料の額で記載していただくことになります。

(3) 契約保証金について

契約金額の100分の10以上

（契約金額について、長期継続契約については、初年度に係る部分に限ります。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が12月に満たない場合において、契約期間が12月以上のときにあっては初年度に係る部分を1年当たりの額に換算した額とし、契約期間が12月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とします。）

ただし、堺市契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合があります。